

石炭対策特別委員會議録第七号

昭和四十三年四月四日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 堂森 芳夫君

理事 鹿野 彦吉君

理事 中川 俊思君

理事 野田 武夫君

理事 多賀谷 眞裕君

大坪 保雄君

始関 伊平君

菅波 茂君

石野 久男君

八木 昇君

田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名 悦三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 藤井 勝志君

通商産業省石炭局長 中川 理一郎君

通商産業省鉱山保安局長 西家 正起君

四月四日

委員佐々木秀世君辞任につき、その補欠として

始関伊平君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員始関伊平君辞任につき、その補欠として佐

々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変
更するための法律案(内閣提出第二七号)

○堂森委員長 これより會議を開きます。

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変
更するための法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

田畑金光君。

○田畑委員 石炭鉱業経理規制臨時措置法、この
法律について若干お尋ねしたいと思うのですが、
まず、局長にこの法律の運用状況について、現在
どのような状況になっておるかということを説明
願いたいと思います。

○中川(理)政府委員 田畑先生御承知のように、
一千億の肩がわりをいたしました際に、再建整備
の法律を国会で成立させていただきました。石炭
鉱業の主要な会社はほとんどこの再建整備法の適
用を受けるように相なっております。そこで、再
建整備法には経理規制法と同様の経理規制に関し
ての条項を含んでおりますので、経理規制を受け
る石炭企業といましては、二つの法律の適用
を受けておるわけでございます。

そこで、当経理規制法だけが根拠でこの経理規
制を受けていると申しますのはごく限られた肩
がわりを受けた会社数社でございます。すなわち、
資金の借り入れを受けた金額が一つの基準に相
なっておりますので、これから先、肩がわりを受
けていなくてこの経理規制の対象になり得る企業
もあと出てくる可能性がございます。そういうこ
とで、私も一つは再建整備法に基づきまして、
もう一つは、その適用を受けない会社に対してし
て、ただいま御審議をいただいております経理規
制法に基づきまして規制を実施しているわけでご
ざいます。

○田畑委員 いまのお話によれば、再建整備法に
よらざる幾つかの炭鉱ということになりますが、
幾つかの炭鉱というものがどの程度の数にのぼつて

おるわけですか。さらにこの法律の第二条によれ
ば、「次の各号に該当するときは、その会社を指
定しなければならぬ。」というふうになってお
ります。借り入れ残高、さらに年間の出炭量、
これが財政資金だけについてこの法律は規定され
ておるわけですが、市中借り入れについて
これをはずしているということについては、どう
いういきさつでこうなったか。立法当時いろいろ
議論があったと思いますが、この点についてもあ
わせてひとつ説明願いたいと考えておるわけです。

○中川(理)政府委員 御質問の第一点でございま
すが、再建整備法によらないで、再建整備法では
その対象にならないが、この法律によって規制を
受ける対象になります会社は、現在のところ日鉄
鉱業と宇部鉱業、それから松島炭鉱、この三社で
ございます。それから、先ほど申しました財政資
金の借り入れ残高が漸次ふえてくるという形でこ
の法律の適用を受ける可能性があるという炭鉱と
いたしましては、太平洋、山野、空知等が逐次そ
の対象になり得る状況でございます。

第二点の御質問は、この法律を制定いたしまし
たときに、財政資金だけに限定したのはどういう
経緯であるかということでございます。経理規制
法は、御承知のように、一般的な法制から見ます
と、かなりきつい規制を民間企業に加えることに
なっておりますので、規制を加える理由と申しま
すか、実体的な背景といたしましては、やはり財
政資金の借り入れ残高に着目するというのが適当
であらう、民間からの借り入れ等につきましてはこ
れを基準に求めるということ、規制の強さとい
うものとの見合いにおいて適当ではなからうとい
うことで、この法律が定まったように承知いたし
ております。

一方、再建整備法のほうは、そのような規定と
はかわりなく、肩がわりを受けた以上は当然に

経理規制の対象になる、こういう定めになつて
おるわけであります。

○田畑委員 この経理規制臨時措置法の対象が財
政資金を焦点において考えざるを得ないというこ
とは、この法のたてまえから見ても、けだしそう
であらうと考えるわけでありますが、この法律によ
りますと、いろいろな利益金の処分あるいは配当
等々についての規制がなされておるわけでありま
すが、現在、この法律の適用を受けておる会社が三
つ、あるいは今後予想される会社が幾つかある、
こういうことでございしますが、この法律の第三条
の利益金の処分、この点について、実際の法律
の適用によって、利益金の処分などについて規制
を受けておる会社というのは何社くらいあるの
か。さらに現在の石炭企業の中において、現実に
昨年の九月期をかりに例にとつた場合に、実際に
当している会社が幾らくらいあるのか。あるいは
減配に転じたもの、あるいは無配に転じたもの
等々あると思いますが、これらの点について、ひ
とつ説明を願いたいと考えておるわけです。

○中川(理)政府委員 現在の石炭鉱業で、たと
えば肩がわりを受けたような会社、これはもう先
生も御承知のように、配当ができるなどという事
態ではなくて、肩がわりの要件として、経理状況に
一定の悪さがあることを要件にして肩がわりして
おりますので、大部分のものはさような状態では
ないわけでございますが、一つには石炭プロパー
の経営だけでない会社で、会社全体として他部門
収益もございまして配当しておるといふのが宇部
と日鉄でございます。それから専業会社で配当を
いただいておりますのは、太平洋だけでござ
います。これもかつて一二の配当をいたし
ましたのを一〇%に落とし、今回は八%という
ふうに落としております。そのほかには配当がで
きという会社はございません。

○田畑委員 例の肩がわり措置法の審議された際にも私指摘したわけですが、せっかくの政府の財政資金の肩がわりを機会に、市中銀行は炭鉱から手を引くのではないかと、こういうことを指摘いたしました。現実にはその傾向が強く出ておると見ておるわけですが、ただ心配されたこの一・三月の資金繰りが、特に出炭計画から見ても相当計画割れをして、これが融資の面、金融の面あるいは経理の面には返って、この一・三月の金融をどうやりくりするか、こういうことが一番心配になっていったわけですが、ことに金融引き締め政策の政府のこの金融指導、あるいは日銀の窓口規制、あるいはまた、日銀のさらに窓口引き締めを二〇%前後前年度同期に対して引き締めておるといふ影響などを考えたときに、特に石炭産業に対する金融措置というものが非常に心配されてきたわけですが、これは、これは深刻な事情をはらみながら、どういふからくりか、とにかく切り抜けたらということは、もちろん通産省石炭局の協力もあつたと考えておりますが、最近の金融の事情について、どのような歩み方をしておるのか、この点ひとつ局長から御説明をお願いしたい。

○中川(理)政府委員 田畑先生おっしゃいますように、石炭鉱業は、ことに大手の会社につきましても、当面の資金繰りというものはたいへん苦しい状況でございます。かねがねお答えしておりましたように、四十二年で再整備計画に比しまして、再整備計画で平均二百八十三円の赤字と四十二年度は見えておりましたものが、大体五百円前後という状況に相なっております。しかも、この状況を中心にして四十三年度を見ましたときの損益状況も、似たり寄ったりという状況に、推定で相なるわけでございます。このような実態から見ますと、金融機関が石炭鉱業に対して融資を減らすということは、いわば金融サイドから見れば当然のようないふがいたすわけでございます。四十二年の第四・四半期につきましては相当私も苦慮い

たしまして、何とか切り抜け得ましたのは、財政資金の支出をやりましたこと、それから合理化事業団で若干の会社につきましては融資保証の制度を思い切つて使つてみたということ、それから金融機関に対してそれぞれ協力を依頼して切り抜けたわけでございます。これには企業側も、たとえば担保の積み増しをするというところまで精一杯の努力をなすつたおかげでございます。これから先の資金繰り、これを考えますと、御指摘がございましたように、引き締め基調は変わりがない状況でございますし、各社の担保余力というものはほとんど底をついておるといふ状況でございます。四・六の資金繰りあるいは年度内の資金繰りというものは相当の困難があるうかと思つております。しかし、合理化事業団なり開銀の融資というものをある程度先行させるといふことによりまして、これらの融資をこれにして市中の金融を引き出すというところで鋭意努力いたすつもりでございます。ここいらになりますと、おそらく個別の資金繰りについて相当きめのこまかい措置をわれわれとしてもやらざるを得まいと考えておるわけでございます。

○田畑委員 いま局長のお話にありましたように、再整備計画においては四十二年の大手十七社について見た場合に、対策後の純損益の赤字が二百八十三円、四十三年度がマイナス百九十七円、四十四年度がマイナス八十五円、四十五年になればマイナス二円であつたという経理計画に基づいて出発したわけでありまして、その初年度でマイナス二百八十三円がマイナス五百円をこす、こういう状況に立ち至つておるわけでありまして、しかも、一般的な経済状況の推移を見るならば、特に四・六の間が金融面においても一般的にも引き締めがさらに強化されるであらうし、また、日銀總裁の発言などによりまして、さらに強化するということははっきりいたしておるわけでありまして、幸い最近の貯炭の状況というのは一時のようになつておらず、おおよそこれは正常の貯炭ということになると考えておりますが、しか

し、これからいよいよ夏場に向かうというように、あるいはまた、春闘に伴う労働者の賃金の引き上げも検討しなくてはならぬ、当然考えねばならぬ、こういうことを考えたときに、あるいはまた、物価の一般的な値上がりも予想したときに、これが石炭経営上のもろものコストにはね返ってくることは明らかであるわけでありまして、これから先の金融措置について政府としてはどのような手を打つて考えようか、ことにこのしの手算については、いわゆる総合予算主義ということをとつて、年度の補正を考えないといううな方針を政府はとつておるようでありまして、いま局長の答弁にありましたように、一・三月にについては政府の財政措置によつてとにかく切り抜けた。昨年の暮れの臨時国会で政府としても財政措置などを講ずることによつて、とにかく石炭についてもこの一・三月を切り抜けたわけでありまして、こういうようなことを考えたとき、今後この総合予算主義という、財政の硬直化に原因する予算の追加をやらないなどといううなことになるまいかと、石炭金融というものは一体今後どういふ方法で打開していくのか、こういうことを強く憂へるわけでありまして、ことに最近の傾向を見ますと、炭鉱の借り入れ金というものは、大手を見ますと、これは中小も同様かと思ひますが、財政資金に比重がぐつと少なくなつてきておるわけですね。一般市中銀行というものは明らかに手を引いておるといふのが今日の状況だ、こう考えておるわけですね。こういうことに対して一体政府としては今後どういふ措置を考えてやつていくとするのであるか、この辺いま一度今後の方針なり計画なりについて御説明をいただきたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 ただいま御指摘がございましたように、四十三年度の資金繰りには私自身非常に困難性があるという心配をいたしております。お説にございましたように、大手の融資につきましては大体六対四の比率で財政のほうが大い状況でございます。ただこれは、あくまで財政と市

中とのコンビネーションで金融は処理されるべきものでございまして、財政資金を出しますときに、その機会に市中と十分話し合つて金融機関の協力を得ながら進めてまいりたい、かように考えております。

もう一つ、年度内に補正をやるのかやらないのかという点がございましたが、金融に關しましては、予算と申しますよりは財政投融資の問題でございます。予算は補正なしというところで今度の特別会計でも若干の予備費を計上するという形で進んでおられますから、これは政府全体の問題としてなかなかさうなことはできにくいのではないかと。財政のほうはどうなつてございまして、実績として四十二年は相当の財政の補正をいたしました。その際また政府内部で御相談していただくことになるのはなかつたかと考えております。全体の基調が補正を組まないとということに進んでおられますので、いまの時点でお答え申し上げるは不適用ではなかつたかと考えます。

○田畑委員 いまの時点で局長が答えられるといふのはその範囲だと私も承知しておりますが、いづれにいたしましても、四十二年度も相当財政の補正を組んでとにかく一・三月の炭鉱の金融措置も一応のめどがつけられたわけでありまして、四十三年度予算を比べますと、四十三年度の財政は前年度に比べますと、まだ少ないわけだし、低いわけでありまして、こういうような問題については今後ひとつ石炭の実情に即して考慮を払うことを強く希望しておきたいと思つております。

さらにこれに関連して、私は、いま申し上げた労働者の賃金のベースアップの問題等についても、一応この再整備計画の経理基礎には年々七、八、九という前提に立つて立てられておるものと考へておるわけですね。しかし七、八、九で終つておるのか、あるいは臨時的な手当などを加えて七、八以上になつておるのかどうか。この点は、ひとつ

四十二年度について、昨年の炭鉱労働者の賃金のベースアップは何%になっておるのか。御承知のように、昨年、一般の産業の労働者の賃上げは平均して一二%、こういわれておるわけです。これに比べますと、著しく低いというのが炭鉱労働者のベースアップの実情になっておるわけです。今日の石炭産業を維持するための大きな問題として、労働力の確保ということがなされておるわけです。しかも労働力確保については、四十一年の例の七月の答申の中において、いろいろ炭鉱労働者の雇用安定のために、環境整備であるとか、あるいは炭鉱医療問題の改善であるとか、住宅の近代化措置であるとか、いろいろなことがうたわれておるわけでありまして、政府は口には労働力不足だ、労働力の確保が大事だ、こういうことをしばしば申しておりますけれども、具体的に何一つ実効のある成果を示していないのが実情です。たとえば、昨年から炭鉱労働者の年金制度というものが発足いたしました、年金制度の実態についても、まことにこれは魅力の薄いものである。しかもこれを強化するためには、いまの石炭企業の経理の実態では、トン当たり四十円の負担といふことも相当重荷になっておるわけで、せめて私は四十三年度予算措置の中で、それに見合うぐらいの措置は当然見るべきであるし、それぐらいの措置はとられるものと期待していたにもかかわらず、現に何にもなされてない。このことは私は、局長も率直にお認めになると考えておるわけでありまして、こういう面について、今後政府としてはどういふ具体的な手を雇用安定について打たれるおつもりであるのか、方針をひとつ伺っておきたいと考えます。

○中川(理)政府委員 御指摘のように、労働力確保の対策は、現在の石炭鉱業の状況から見まして非常に大切な事項であり、また非常にむずかしい事柄でございます。政府といたしましては、ただいま不徹底だといふ御指摘はいただきましたけれども、炭鉱労働力の確保には努力をいたしてきた状況でございます。

います。しかしながら、ただいまお話しがございましたように、減少傾向というものはなお多大の懸念を持って見ざるを得ない状況でございます。今後の問題として、たとえば住宅等の生活環境あるいは技能教育といった技能を持った労働力の確保といった面に相当配慮を加えなければ、石炭鉱業の真の安定は労働力面からくずれるのではなからうかという心配をいたしておるわけでありまして、ただ、施策といたしましては、石炭鉱業の労働者だけについて他とのバランスを全然失するようないところを国の予算でやるというところは許されないうなことを国の労働条件を確保できるような支払い能力を持たせることが基本でございます。その意味合いにおきまして、いろいろな面から出ております石炭鉱業の対策も、ほんとうの意味での安定対策といふものを欠いておりますと、個々の労働対策だけで問題が解決するとも考えておりません。より基本的な石炭鉱業の安定策ということにたまたま関係各位の御意見も集約されておるわけでございますので、この問題の中で労働問題も考えていきたいと思っておる次第でございます。

○田畑委員 これはむしろ鉱山局長にお尋ねするのがほんとうでありますけれども、今後の石炭対策の財源である原油輸入に基づく関税財源、これはどのような推移を石油局としては見ておられるのか。わが国の原油輸入の状況というものは毎年一千五百万キロリットル、あるいは昭和四十一年から四十二年を見ますと、四十二年はこれこれ二千四百万キロリットル以上の輸入増ということになっておるわけでありまして、したがって、原油の輸入がふえていくということは、それだけ石炭財源としての金額もふえていくということになるわけでありまして、今後どういふ見通しを持っておられるのか。本年度の予算は五百九十六億といふのが石炭予算であります、これはほとんど全部原油関税でまかなっておるわけですね。まあ数年先とは申しませんが、四十四年度は幾らぐらいに当たるのか、四十五年度は幾らぐらいを見込んでおるか、したがって、石炭財源としては来年度はこれだけふえる、四十五年度はこれだけふえる、こういうことになるかと考えております。その見通しについて明らかにしていただきたいということが一つ。

それから、結局政府としては、このきめられた予算の中で石炭産業の安定をはかる、あるいはその予算の中で、先ほど私が取り上げました労働者の雇用安定についてのいろいろな施策を講ずる、その予算、財源の範囲内において新しい施策を講じていく。昨日大臣は、四月中には石炭鉱業審議会に諮問する、こういうことになっておりますが、その諮問に基づく今後の石炭政策というものは、要するに、この石炭財源のワクの中においてどうするか、こういうことを審議会が審議していただくというものが政府の方針なのかどうか、この辺をひとつ明確に答えておいていただきたいと思っております。

○中川(理)政府委員 原油輸入関税の収入見通し、逆に申しますと、原油の輸入見通しというのは想定がたかさんございまして、先生もおっしゃいましたように、鉱山局でいろいろ作業はいたしておるようでございますが、私のほうは公式には固まったものをまだ得ていない状況でございますので、お答えするのが適当ではなからうと思っております。ございまして、大ざっぱな私の承知しておる感じといたしましては、この先を見込みました場合、大体平均して年率一〇%ぐらいの伸びで考えておつてよろしいのではなからうか。これは大づかみに申しますと、来年以降近い時点の伸び率のほうが高くて、先へいくと少し寝る、落ちるといふ感じを担当局は持っておるようでございます。それを五、六年で見ましておしなべて見れば、おそらく一〇%前後のものではなからうかと思っております。

それから第二点の次の政策を考える場合に、原油関税の収入、これによって石炭特別会計の財源の中でまかない得るものとして案を考えるのかどうか、こういうことでございますが、私ども、これは事務の立場ではございますけれども、そういう前提で考えざるを得ないのではなからうか。理論的に申しますならば、特別会計ができましたときの経緯にもございましたように、需要が大きくて収入が小さければ、一般会計の繰り入れは当然に考えていい。これはできないということではないといふことにはなっておりますけれども、ただいま申しましたように、四十三年度で六百億近いものになる。それから先これはいろいろまた過程がございまして、一〇%ぐらいの年率で伸びていくということになりますと、国の財政の中でも相当大きな財源でございますので、これを上回る対策費が必要だといふような案では、なかなか政府内部の意見がまとまりにくいんではなからうか。したがって常識的に言えば、その収入の中でのものを考えていくというのが普通であらうと私は考えております。

○田畑委員 昨日の石炭鉱業審議会の経過を見ますと、四十三年度の出炭計画というものは四千七百七万トン、こういう計画で検討されておるようでありまして、これは結局四十二年度の出炭の実績に横ばいということになるかと考えておるわけです。そうしますと、ここに約六百億の財源がある。年々一割ぐらゐは原油の輸入増によって財源がふえるであらう。そうしますと、その財源のワクの中で四千七百万トンということ考えたならば、一応経理の面から見ても石炭が安定するといふような前提で、石炭鉱業審議会にあつたような案を出してこられたのかどうか、この点はどうなんでしょうか。

○中川(理)政府委員 昨日実は石炭鉱業審議会の合理化部会と雇用部会の連合会を開き、きょう午後需給部会を開くことになっておりましたが、これはどちらかと申しますと、法律の定めによりまして、四十三年度の生産需給を確定しておかないと、予算でつきました金額等を実施に移し得ないという制約がございまして、これをとにかく決定しておこうということで、合理化実施計画をきめ

ておるわけでございます。端的に申しますと、たとえば法律によりまして、この合理化実施計画でスクラップする山の規模等を定めませんと、逆に閉山交付金が出せないという仕組みに相なっておりますので、その意味合いで昨日開き、きょうも需給部会を開くことをいたしておるわけでございます。その際四千七百万トンと考へましたのは、予算の執行にからむことでもございまして、なるべく実情に合ったものにいたしたいということでございまして、四十二年の実績は、先生御承知のように、上期の出炭減が非常に大きくございまして、下期は相当回復して、おそらく一月から三月ぐらいの実勢をとりまして四千七百万トンよりはもう少し大きいものであつてもおかしくないという状況でございまして、季節修正をやつてみたり、上期の状況も少し判断に加へまして検討いたしました結果、大体四千七百万トンという考え方でいいのではなからうか、こういうことで定めたわけでございまして。その際、先ほど申しましたような閉山規模等につきましては確定しておるものだけにどめて、四十二年に比べまして非常に少ないスクラップで考へております。このことは、いま申しましたように法律上の制約もございまして、やらなければならぬものを当面処置したというところでございまして、将来の石炭鉱業をどう持つていくか、いわば四十四年度以降の基本問題とはあまり関連づけられないで、実勢ベースで考へていこうというところで処理したものでございまして、これにつきましては予算なり——四十三年度の予算とはもちろん関係いたしますが、四十四年度以降の予算なりあるいは政策なりというものの関連づけはいたさない方針で、当面の問題として処理をいたしたのでございます。

○田畑委員 私はいと大橋委員の質問があります。でもう幾らも質問はいたしません、ただ、まだしもこれからやろうとする段階にあるわけですから、それからまた、今後の石炭政策についてこれから答申を求めようとする時期に立つておるわけです。そういうときに、すでに昨年の実績に依り

て四千七百万トンの前提で四十三年度の計画が立てられたということは、昨日の申し上げた五千万トン体制を維持するという前提で一つの政府の政策を前向きに進めてもらいたいという私の持論からすると、非常に不満です。しかしそれはまあそれとして、ただ、昨年は五百六十億の財政措置、今年には約六百億の財政措置で石炭政策というものが行なわれるわけでありまして、この六百億なら六百億の財源の中をあれこれ検討してみますと、石炭をもっと前向きに発展させるという点から見るならば、限られた六百億の予算運用措置においてもっと考慮すべき余地があるのではないかと感じを強く受けるわけです。たとえば初年度の計画でもうくずれてしまつたと言われておりますが、この再建計画に基づく大手十七社とこうなつておりますが、これの損益計算の基礎になつておる政府のいわゆる諸般の対策に基づく対策効果、これはどれくらいあつておるかというところ、総額にいたしまして百六十六億五千八百万ですね。その内容は何かと申しますと、例の坑道掘進の補助金であるとか、安定補給金であるとか、近代化資金、開発資金、整備資金等々、あるいは機械貸与もその中に入つておるわけでありまして、こういうものがいわゆる政府の対策効果として企業の経理にプラスしておる要素であるわけですね。御承知のようにあの六百億の財政措置の中には、離職者対策であるとかあるいは鉱害復旧等々、これが相当の金額を占めておるわけです。もちろん石炭に伴つて発生した問題でありますから、これを積極的に進めることについては何人も異議を差しはさむものではありませんが、とにかく現存する石炭を立て直して、国民経済にとつと貢献する石炭産業を樹立するためには、この限られた予算の運用についてもっと考慮する必要があるのではないかと、言いたいことは、やはりこの予算は積極的に石炭の前向き施策に充當して、石炭のあとと始末に伴うものについては、できるだけ公共事業等々によつて、一般会計によつて処理するということが当然検討されていいんではない

か、私はこういう感じを持っておりますが、この点についてどのようなお考えか。これはひとつ政務次官からお聞きしておきたい、こう思ひます。

○藤井政府委員 御指摘の点は、限られた予算、しかも石炭企業が直面しておる困難な諸問題、こうしたものを考へた場合、予算執行にあつても効率的な使い方をせよという、うしろ向きな金の使ひ方は極力控えろという、こういう御趣旨だと思つておるわけで、御趣旨の点は全く同感であると思つておるわけで、うしろ向きな金という問題がございまして、こういふものをおひくるめまして、これもまた石炭鉱業審議会の場においていろいろな角度から御意見を拝聴して御指摘の点に沿うように今後も善処していきたい、このように考へております。

○田畑委員 私の質問を終わります。

○大橋委員 大橋敏雄君。私は、たゞいま議題となつております石炭鉱業経理規制法の問題について、またそれに関連いたしまして四、五点お尋ねしたいと思ひます。

いま、田畑委員のほうからいろいろと質問があらましたので、大体のアウトライン的なものはつかめたわけでございまして、私は、また立場を変えてお尋ねしてみたいと思ひます。

要するに、石炭鉱業に對して、他産業に比べますと、相当手厚い国の助成措置が講じられております。したがひまして、その経理内容について、とにかく放漫になつてはいけないという立場から、国として当然その監督あるいは指導に留意していくという要請からこの法律が制定されたと思ひます。たしか昭和三十八年に制定されたということでございます。したがひまして、指定会社となつたものについては、事業計画を届けさせるとか、あるいはその改善を命ずることができるとか、利益処分の認可並びに業務及び経理の監督を

実施していくということになつておりますけれども、先ほどのお話を聞いておりましたも、実際問題として、この経理規制法がどれほどの実効をもたらしているか、非常に疑問を抱く一人であります。そういう意味から、これがある意味ではざる法的に、あるいは空文化されてゐるのではないかと、そういうような感じを受けますので、その点について説明をお願いしたいと思います。

○中川(理)政府委員 先ほど田畑先生にお答えいたしましたように、この法律及び再建整備法によりまして、各社の経理が適正になるようにということにつきまして、私どもは、それぞれの条項に従ひまして、法律の実施を誠実にいたしておるつもりでございます。石炭鉱業がいま置かれております状況は、これらの経理規制が適正に行なわれてゐるかどうかということとは、かなり実態的に違つたものが基本にございまして、経理の適正化をはかつておりましたも、企業としての経営の苦しさが出てゐるという実態はいないわけではございません。私どもは、実態的に申しまして、この法律によりまして経理の規制を適切に行なひしめることを確保すると同時に、その仕事をやり出すことによりまして、企業の置かれております、あるいは石炭産業の置かれております経営的な実態というものを十分に把握いたしまして、いまいろいろ御議論がございまして、どこに無理があるかということをお突き詰め、将来の基本的な安定策というものを求める手がかりにいたしておるわけでございまして。これらの法律がございまして、法律の根拠に基づいて各社の経理状況というものを知る手がかりが失なわれるわけでござい

ます。御承知のように、たとえば再建整備計画でございまして、経理計画の基礎になつておりますのは生産の計画でございまして。生産の計画がくずれてまいりますと、当然に経理の計画もくずれてくる。こういうことでございまして、本法の施行と、これを適切にやつていくということ——石炭産業が一向によくないということとは、経理

のもとになって生産の実態が狂っていることだというように御理解願えればよろしいのではないかと思います。

○大橋(敏)委員 政府は、去年、一千億円の肩がわり措置をとられたわけでありすが、それには、大手、中小ともにその恩恵に浴したわけでございますけれども、その手始めとなったのが、私の感ずるところでは、昭和四十年六月、通産大臣が、石炭鉱業の非常に険悪な状態を察して、石炭鉱業審議会への諮問なされた。そのときに審議会は、個別石炭企業の経理状況の詳細な検討を前提にして、慎重な検討をなされたというふうに聞いております。そして、四十年の十二月に中間答申があつて、四十一年の七月に答申されたそれを受けて、八月には閣議決定されたというわけでございますが、そのときに、出炭規模が五千五百万トンが五千五百万トンに縮小され、また一千億円の肩がわりがなされたという経過であらうと思ひますが、私がここで聞きたいことは、そのような一千億円の肩がわり措置を受ける対象炭鉱会社ですね。それは、当然この経理規制法に基づいていろいろと調査なされて、その内容を掌握されたものが基礎となり、裏づけとなつて、さらに検討を加えられて決定したと思うわけです。ところが、実際問題として、その一億円の肩がわりがなされてわずから一カ月後に、平大日本炭鉱が急遽閉山してしまつた。こういう現実を見ますと、経理規制法というものがあるとしても、いま局長さんは、生産の立場からものとをとりえをいっているために、生産の立場が変れば当然経理内容も変わるという、これは当然のことでありまして、しかしながら、私はもつと実質的に、現実的にこの山が将来少なくとも十年生きなければならぬ見通しが立つた立派な山といふことになれば、わずから一カ月後に倒れていくような山を対象にするといふことは非常にずさんではないか、怠慢であつたのではないかと、こういう感じを持つのですけれども、その点はどうでしょう。

○中川(理)政府委員 大橋先生ただいまおっしゃ

いましたことは、私も立場を離れて、公正に、冷静に考えてみますと、御指摘は当たつておるのではなからうか、私も自身が相当反省すべき点があるのではなからうかと思つております。もちろん先ほどお答えいたしましたように、肩がわり会社は、肩がわりすることの要件がむしろ借り入れ金が非常に大きくて苦しいというところが一つの条件でございますから、非常に経営の安定しておる会社に対して肩がわりをいたしたわけではございませんので、肩がわり会社というのは、程度の差はございますけれども、いずれも経営上ウイークなポイントをずいぶん包蔵していた会社でございます。しかしながら、再建整備計画を認定して肩がわりするというこのためには、先生おっしゃいましたように、将来に向かってその計画を実施していけば安定し得る、再建し得るという見通しがなければ、これまた肩がわりをいたすべきでないことは当然でございます。その意味での判断の結果として誤つておつたのではないかと、こういう御指摘に對しましては、私も率直に反省いたさなければいかぬのではないかと思つております。大日本炭鉱の場合は、当委員会でも御報告いたしましたように坑道維持に非常な支障を起しましたという状況が続きました。これが私どもの判断と全く狂つた条件の相違でございます。これが急激な当該会社の経理の破綻を來たしたゆえんでございまして、幾らか御理解をいただきますならば、やむを得なかつた事情もあると思ひます。冷静に第三者的に見まして、私は大橋先生の御指摘は当たつておる、私もやはり今後の仕事につきましては相当慎重に、堅実に考えていかなければいかぬのじやないかと思つておる次第でございます。

○大橋(敏)委員 私は、いまさら大日本炭鉱のことを蒸し返して申し上げるわけではないのです。が、石炭再建にあつたて、こういう経理問題というものは非常に重要な問題でありますので、そのときの状態をもう一回ここで私なりに申し述べてみたいと思ひます。

大日本炭鉱の経営不振の実態というものは、すでに昭和四十一年に給料が遅配していた。そのあくる年の四十二年の九月には四千五百万円の資本ショートをした。そこで会社としては、通産省に毎日のように泣きついてきたわけですね。ところが通産省としては、いわゆる再建計画の中にこの大日本炭鉱を入れているというメンツの上から、何とかしなければならぬ、そういうことで石炭鉱業合理化事業団を通して十一月には約五千五百万円の安定補給金を支払いますからというやうな意味をまず相手に与えて、そして地元の常陽あるいは東邦の両銀行にたなび融資を依頼した。こういう事実があると思ひます。ところが銀行側は十月以降の資金援助については、政府系の金融機関や財政資金でやってください。いわゆるよく断つたというわけですね。したがういふと、もう大日本炭鉱としてはこの九月は乗り切れたとしましても、年内には一億五千万円程度の資金不足を生じる見込みが立つていたということ。非常に悩んだわけですね。地元の市中銀行からは見放されるし、そういうことで再び社長以下経営幹部が財政資金を仰ぐために通産省参りをやつた、繰り返したというわけですね。そのときに通産省は、あえなくこの大日本炭鉱を見放してしまつたわけですね。実際問題として、大日本炭鉱の倒産が決定的となつた十月の十七日は四百五十万円の不渡りを出しております。それから翌々日の十九日は二千百万円の手形の不渡りになつております。したがういふと、負債総額が三十億円のういふのはその累積赤字が約十億円だ、このういふにもいわれておりました。私はここでもまた繰り返すわけじゃありませんが、この経理規制法があるからには、それに基ついてその目的どおりにもつと力ある運営を行なつてもらいたい。これは大臣にひとつ答えてもらいたいのですね。

○中川(理)政府委員 大日本炭鉱のケースは大臣御就任の前でございます。私が石炭局長になりました直後でございます。取り立てて大臣には

御報告してありませんので、あと通産大臣としての心がまえについては御答弁いただきますが、大日本炭鉱の状況につきましては簡単に私から……

私のほうとしましては、全力を尽くしまして大日本炭鉱の再建に当たつたのでございすが、先生御指摘のように常陽、東邦に見放されたといふことが、最終的にはつまづきになつたわけでございます。

○大橋(敏)委員 私は、その大日本炭鉱の事柄を通して、経理規制法があるにもかかわらず、ある意味ではさる法になつてゐるのではないかと、あるいは空文化してゐるのではないかと、生きた運営がなされてゐないのではないかと、それを認めて今後経理に對しては嚴重なる立場で進んでいく、このういふ趣旨の答弁をいただければけっこうなんです。がね、大臣。

○推名国務大臣 御趣旨の線に沿うて今後監督上遺憾なきを期したいと思ひます。

○大橋(敏)委員 規制法の中に罰則規定があるのですけれども、いままでこの罰則規定に該当した会社はありましたでしょうか。

○中川(理)政府委員 いままでございません。

○大橋(敏)委員 それでは次に進みますが、石炭産業といふものは、いまもう生きるか死ぬか、この深刻なぎりぎりの線まで追い詰められてきてゐると思ふんです。したがういふと、新聞などでもうすで発表になつておりますが、植村構想だとか、また、きのう当委員会説明がありました社会党から出ました国有化法案、こういうものはいわゆる石炭産業の最終段階の抜本対策であらう、貴重なる成案だと私は思ひますが、政府といたしましてもこれを慎重に検討し、右に示すか左にするか、これは急がねばならぬと思ふのです。そこでお尋ねしたいことは、過去三回にわたつて答申ないしは抜本対策が打ち出されたが、結果的には再建策とはなり得ず過ぎたわけですね。後手になつた、後手になつたといふ悪評を買つておりますけれども、これはいい意味では慎重を期し過ぎたためにその機を逸した、いわゆる再建のチャ

ンスをのがしたのではないか、あるいは情勢判断が甘かったのではないかと、両面が考えられるわけですが、そういう点について大臣はどうかお考えでしょうか。

○権名国務大臣 結果から見ると、十分な情勢判断ができていなかったということだろうと思えます。

○大橋(敏)委員 こういうことわざがあります。安もの買いの銭失い、つまり金を惜しむがゆえに結局無価値なものを手に入れたということわざでありますけれども、この石炭産業については特に早急に、またチャンスをとらえて打つべき手を打つ、思い切った手を打つべきである。たとえばこの一千億円の肩がわりにしても、これが昭和三十四年度ごろにこのくらいの思い切った措置がとられたならば、あるいは石炭界の情勢というものは百八十度転換した方向に進んだのではないかと、私はこう思うのであります。したがって、社会党の今度の国有化案も、その内容についてはまだまだ検討すべきだとは思いますが、漸進な、画期的な内容だと私は思います。そういう方向に対して大臣はどうかお考えになりますか。

○権名国務大臣 十分に御説明を拝聴いたしました。石炭産業の抜本的更生のための一つの重要な参考資料だと考えております。

○大橋(敏)委員 参考資料程度でしょうか。私はもともと真剣に取組んでもらいたい。時間がありませんので次に移りますが、出炭規模についてお尋ねします。

これはまず中川局長さんに、中川局長さんがある日このようなことをおっしゃったそうですが、唯一の国内資源である石炭が不要というのなら、日本のエネルギー源は外国の言うなりにならざるを得ない、こう話されたというのを聞きまして、私は同感する一人でございます。国内資源の確保あるいは国際的経済の防波堤という立場から、日本のエネルギー源が守られ、しかも国際収

支のバランスをとる上からも、どうしてもこれだけは必要だ。その出炭規模はどのくらいの位置づけ、いわゆる総合エネルギーの中における石炭の位置づけは、論理的に考えた場合どのくらいの位置づけでないのか、これをお答え願いたいと思えます。

○中川(理)政府委員 エネルギーの安全保障という観点でございまして、国際収支の観点あるいは地域経済との関係でございまして、これらの要素をとりましますと、私どもの立場としては、石炭の出炭規模をなるべく大きなものとして維持したいという気持ちは持っております。ただ、それだけの生産をいたします上にどれくらいの労働力が必要であり、その労働力がほんとうに手に入るかどうかという問題でございまして、かりに炭が出るといいたしましても、上に非常に稠密な生活環境がある場所ではございまして、鉱害量を計算すると、炭を掘るよりは掘らないほうがよいというような場所もあり得るわけでございまして、物理的に石炭が賦存いたしておりまして、それを採掘し、掘り出す上での費用が、社会的な意味での費用も含めまして非常に大きなものでございまして、これはまたほどこに考えなければならぬわけでございまして。そういういろいろな多面的な要素から出炭規模というものは定められるべきものでございまして、これを何か電子計算機にかけて計算し出してくるものではないので、いわゆる計算上出てくるものではないので、いま申しました出炭規模を大きくしなければならぬ理由、あるいは小さく考えざるを得ない理由というものは、総合的に勘案していかなるを得ないと思っております。その意味におきまして、昨日も大臣から、規模の問題も含めてこの際基本的なひとつ審議会で議論していただく、かように御答弁申し上げたわけであります。

○大橋(敏)委員 審議会で検討なさるということでございしますが、とにかく日本のエネルギー源は外国の言うなりにならざるを得ないという立場から、ぎりぎりの線、この程度の規模を持つてお

らねばならぬという、その点を聞きたいわけですね。

○中川(理)政府委員 私には私なりの数字も頭の中にございすけれども、これから權威のある方々の御意見を聞くというところでございまして、予見を与えるというようなことではなくて、皆さんの意見をすなおに聞いていきたいと思えます。

○大橋(敏)委員 実質的な考え方からいまして、最近の出炭の動向、推移から見ると、いわゆる出炭規模はどのくらいに見られておるのか。

○中川(理)政府委員 先ほど田畑委員にお答えしましたように、四十三年度の規模としては四千七百万トンというところに着着するであろうし、これにもかなりの努力が要る、かように考えております。

それから先のことになりますと、たとえば原料炭をなるべく確保したいという気持ちを一つ持つております。地域別の構成がだんだん北のほうにウエートが出てまいりまして、輸送費のことも考え合わせなければいかぬという問題もございまして、それからサルファ分の多い炭と混炭すべき炭というものが念頭に置かなければいけませんのは、いろんなことを考えざるを得ないわけであり

ます。先ほど先生から御指摘ございました生産のないう手になる会社の経理状況というのもの、もう一つこの時点ではやはり見直してみ、ほんとうに生産のないう手として考えるに値するかどうかというようなことも考えなければいかぬと思っております。いろいろ多角的に、慎重に皆さんの御意見を聞きながら考えてまいりたいと思っております。

○大橋(敏)委員 出炭規模を何千万トンにするかということは非常に重大な問題だと思えますが、昭和三十七年が五千五百万トン、それから四十二年になりますと五千万トン、そして今度は四千七百万トン、ぐんぐん縮小されていくわけですね。こういうことになりましたと、働いている立場から見ても、あるいは企業のほうから見ても、需要の

ほうから見ても、非常に不安を抱くのではないかと。やはりここはもつと本格的な検討の末にがりとした位置づけをやるべきである、私はこう思います。

そこで、まず出炭規模に対するその位置づけというものが、労働者の労働意欲に直接影響するのではないかと。したがって、今日のようにぐんぐん縮小されていく姿を見ると、それだけで労働者は労働意欲を喪失していくということになって非常に悪い状態におちいって行くのではないかと、こう私心配するものであります。

そこで立場を変えまして、労働意欲の低下、これは石炭産業においては非常に著しいものがございますが、これまた大日本炭鉱の話になりますけれども、閉山通告を受ける五カ月前に、これは五月五日だそうですが、すでに山元では組合員の投票で閉山を決定しておいた。ところが労働組合の幹部の話によれば、この日の大会は、ほんとうにえは会社側の再建案を承認するかしらないという大会であったというわけですね。しかしながら、再建よりも閉山を希望する従業員が三分の二を占めていた、こういうことから大会の目的が急遽早変わりして閉山を決定した大会になった、こういうふうな聞いてるわけですが、これこそ石炭産業に働いている人たちの心境あるいは実態、これを端的にあらわした実例ではないかと私は思うのです。政府も今度こそは本格的な真に恒久的な安定策を確立しなければならぬ。そうしないと先ほど局長さんがおっしゃっていたように、労働倒産、これが私は発生するのではないかと心配しております。これについて石炭の位置づけとそれから労働生産力の確保、これには特段の配慮を払ってもらいたい、こう思うのですが、大臣はこの点どうお考えでしょうか。

○権名国務大臣 やはり労働意欲の高揚ということは私は環境の整備だと思えます。労働環境をよく改善をいたしまして、そして労働意欲を高揚させるということが一番じゃないか。ただいたすらに生産規模の大小ということが労働意欲の高揚と

いうことになる場合もあるでしょうし、ならぬ場合もある。すべての場合に共通する問題は労働環境の整備改善であるとは私は考えます。

○大橋(敏)委員 要するに画期的な具体的な対策が打ち出されない限り労働者は免れないという心配ですが、具体的にまず労働者の賃金について、従来の長期計画の計算基礎となっており、これは七割の賃上率だと思いませんか。そこでは現実的に現実には即さないのではないかと。そこで何らかの財源措置を講ずべきだと私は考えておりますが、こういう点についてどうお考えでしょう。

○中川(理)政府委員 大橋先生おっしゃいますように、石炭産業がどうなるのかわからぬ、何回政府が考えてもそのつど計画が変わっていくということが非常に不安定感を与えておるのでございまして、今回長期的な安定策を考えますゆえには、大臣もお答えになりましたように、かりに大きな規模をいって、労働者の感覚からいって、そんな規模はとてならぬと、こう思われたのじやかえって不安感が増すわけでありまして、最悪の場合でもこうだ、こういう手だてで考えろというところの言えるものにするのがいまの御質問の趣旨からいって一番当てるのではないかと私は考えております。そのためには全体として不足がちな労働力でございますので、全石炭産業として労働力を確保するという考え方は社会党の案の中にもそういうお気持ちがあるわけでおるのだと思えますけれども、何かの形でこれはやはり考えなければいけません。一社一社が一〇%ずつ労働力が足りぬということになりますと、生産力としてはこれに相当上回ったものが必要ないということになって、計画がくずれるのはなにかうかと思えます。そういう要素は十分考えなければいかぬと思えます。それから賃金は確かに大きな問題でございしますが、これに對しまして無理な計画を組んだために考えた賃金も払えないという実態よりは、確実に払えるという形態を確保することが必要だろと思うております。七%につきましては

実情から見ていろいろ御議論もございしますことは承知しております。したがって、今後の審議会の審議等につきましては、そういう要素も入れていただいて、無理のない計画、くずれあるいははざるこの幅をおおよそ予見し得るようなもので、そのつど計画を変えていかなければならぬというふうなものでないことを私どもとしては念願したいと思っております。

○大橋(敏)委員 では次に、炭価の引き上げについてどのようなお考えであるかということをお尋ねしてみたいと思っておりますが、その再編成あるいは機械化の充実は今後の石炭政策の上から当然考えられると思えます。しかし、いかに体制を整えたとしても、物価や賃金の上昇率から見て、はたしてどこまでそれを吸収できるか、こういう心配が出てきます。いわゆる限度がありますから。どうしてもしも収支の安定策としては、その炭価を引き上げる以外にはないのじやないか、私はこういうふうに思っています。特に国内資源の保護という立場から炭価の引き上げは必要ではないかと、こう思うのですが、その点はどうでしょう。

○中川(理)政府委員 前に井手先生の御質問にも同様なことがございましてお答えしたのでございしますが、これから先の石炭対策を考える上で炭価引き上げが可能だという前提に立ちますと、いろいろ問題解決がやさしくなることはそのとおりでございます。輸入の油との間の値段の差がある。鉄の需要に對しまして原料炭で約二ドルくらい値差があるという状況でございますので、これは需要家のサイドからいってなかなか値上げという問題は容認されたいと思えます。逆にこれを政府の手でということになりますと、現在あります価格差補給でございします増加引き取り交付金制度というものがございしますが、これをふやさなければならぬことになりまして、いろいろの対策を打つ財源がまた食い込まれることになるわけでございします。いろいろ問題がございまして、これらのこともひとつ念頭にに入れて御議論いたされるだろう

とは思いますが、なかなかむずかしいというのが実情でございまして、御承知をお願いしたいと思います。

○大橋(敏)委員 石炭需要というのはいゆる政策需要でございしますので、炭価の引き上げということは需要業界は特に反対することは明瞭だと思えますが、と言いましても少なくとも消費者物価にスライドするくらいまでは上げるべきではないか。毎年平均二%ですかが上がっていると思えますが、その程度の炭価の引き上げは当然していくべきでないか。そういう立場から政府に特別お願いがございします。こうした業界の問題、あらゆる問題を考慮して適切な措置をとられるようにこれは要望します。どうか大臣ひとつお願いいたします。

○大橋(敏)委員 なかなかむずかしいというのとばかりでございしますが、そのような措置をとる方向に努力なさるのかどうかという問題です。

○大橋(敏)委員 特別会計の繰ワクの拡充についてですけれども、先ほど田畑委員にも局長さんが答弁していらつしやいましたので、結論的に聞きますけれども、今後漸増していく特別会計の財源をすべて石炭予算に投入されるかどうかという問題ですね。自然にふえていくことが予想されますね、重油の輸入が。そのワクはその漸増に従って拡大されていくのかどうか。

○中川(理)政府委員 政府全体としてはいろいろ異論のあるところだと思えます。少なくとも石炭局長としてはそう考えております。

○大橋(敏)委員 いままででの予算の執行を見ておりますと、非ビルド対策費に相当金が使われて、肝心のビルド対策費にはきわめて少ないようであつた。これはビルド対策費に大いに集中されるように、これも強く要望したいと思えます。それでは時間の関係がありますので、一つお尋

ねしますが、四十三年度における純損失の見込み総額は一体どのくらいか。先ほど四千七百万トンという立場でいろいろ計算なさっているようでございますから、そういう立場でつけようですからお答え願いたいと思えます。

○中川(理)政府委員 大手だけでございしますと百八十億前後ばかりになります。トン当たりになりますと五百円強になると思えます。

○大橋(敏)委員 立場を変えて石炭企業の全国の累積赤字、いわゆる借金ですね、現在では全部で幾らなんでしょうか。

○中川(理)政府委員 累積赤字は四十二年九月末で約千二百億円強でございします。それから借り入れ金といたしましては二千三百億前後であると思えます。

○大橋(敏)委員 二千三百億。たいへんな問題だと思えますが、一切がつかい含めて共同化の問題や国有化の問題が出ておるようですので、そういうのを十分検討した上で具体的な、そしてほんとうに石炭産業が再建できる方向に進んでいただきたい。以上要望を申し上げて終わりたいと思えます。

○堂森委員 渡辺惣蔵君。渡辺(惣)委員 ちよっと一点だけ質問させていただきます。実は、いまわれわれの手に配付されております本法案の修正案の項目のうちで突然出てきている問題であります。臨時石炭対策本部は云々という項目がその第二項に出ておりますが、臨時石炭対策本部というのはどこにあるのか、いつできたのか、どういふ仕事をしているのか、たいへん重要な、通産省設置法の中で規定しておるほどの法に基づいて臨時石炭対策本部が何であるのか、大臣ひとつ明らかにしてもらいたいと思えます。

○中川(理)政府委員 昭和三十三年に福岡に設置されました。

○渡辺(惣)委員 こういう重大な使命を帯びた臨時石炭対策本部というものが本省になくて一体何で福岡に置かれておるのか。もし福岡に置かれておれば北海道にも置かなければならぬことになる

昭和四十三年四月四日

のですが、一体福岡の通産局と札幌通産局との中における補助的な機関なのか、それとも何か特殊な大きな任務があるのか、それはどういう機構なのか、どういう仕事をやっておられるのか、これを明確にしておきたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 渡辺先生御承知のように、この対策本部は、急激な終閉山に伴ひまして起こりますような問題が特に九州には多かつたわけでございます。渡辺先生御承知のように、石炭全体の趨勢はだんだん重点が北海道に向かつてまいりまして、終閉山に伴う問題というのはお気の毒なんです。九州が一手に引き受けているといふかっこうでございます。そこで、終閉山に伴う離職者対策問題でございますとか、ことに北海道にはない鉱害問題でございますとか、それから産炭地振興問題、これは北海道にもあるわけでございます。これらのことを各省の出先と協力体制をとつて円滑に進めていくという趣旨で、三十八年に福岡に置かれたのでございます。北海道にはそれほどやっかいな問題はございません。

○渡辺(憲)委員 何人でやっておりますか。

○中川(理)政府委員 三人でございます。通産局長が石炭部等の職員を使いまして——私の申し上げました三名は専任の職員でありまして、他は局長以下全部兼務でこの仕事をいたしております。

○堂森委員長 本法律案に対しまして、鹿野彦吉君外八名より修正案が提出されております。

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案に対する修正案
石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十三年三月三十一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

昭和四十三年四月十日印刷

2 臨時石炭対策本部は、この法律の施行の日になつて置かれるものとする。

○堂森委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。鹿野彦吉君。

○鹿野委員 ただいま議題となりました石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案に対する修正案の趣旨の御説明を申し上げます。

案文はお手元にお配りしてありますので、朗読は省略させていただきます。

要旨を申し上げます。

原案では、施行期日が「昭和四十三年三月三十一日」になつておりますが、すでに期日も経過いたしておりますので、これを「公布の日」に改め、なお、臨時石炭対策本部はその設置の期限である昭和四十三年三月三十一日がすでに経過いたし、その効力を失つておりますので、臨時石炭対策本部はこの法律の施行の日になつて置かれるようにいたしたいということであります。

よろしく御賛成をお願いいたします。

○堂森委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

ほかに御質疑もないようでありますので、本案並びに修正案に対する質疑は終了いたしました。

○堂森委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案について採決いたします。

まず、鹿野彦吉君外八名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堂森委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除

く原案について採決いたします。
これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堂森委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堂森委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堂森委員長 次回は来たる十日水曜日午前十時理事会、十二時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和四十三年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局